

介護保険を利用するには（患者様説明用）

介護が必要になった場合は、まずは「要介護認定の申請」をして、審査を受ける必要があります。介護が必要かどうか、介護が必要かどうかはその度合いなどを決定し、その区分に応じた介護保険サービスなどを利用することができます。

市町に申請をして「要介護認定」を受けることで、介護保険サービス・介護予防サービスが利用できます

介護保険を利用するためには、まず利用者（または家族）が、市町の介護保険担当窓口に「要介護認定の申請」をする必要があります。

申請から認定通知までの流れは、右ページのとおりです。申請を受けて、介護が必要かどうか、介護がどのくらい必要かなど、利用者の心身の状態が審査され、「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」の要介護状態区分に認定されます。この要介護認定の区分に応じて、介護保険サービスあるいは介護予防サードパーティに委託できるようになります。

地域包括支援センターにご相談を

利用者が動くことができない、家族の時間の都合がつかないなどといった場合、地域包括支援センターでは「申請の代行」が可能です。また、介護保険の利用に関する支援や、介護・健康に関するさまざまな相談を受け付けています。わからぬことがあります。お住まいの市町の地域包括支援センターに相談してみてください。

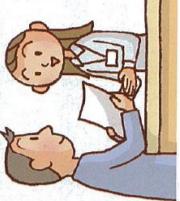
| 高齢者相談センター | | | | |
|--|----------|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 名 称 | 〒 | 住 所 | TEL | FAX |
| 豊岡地域包括支援センター 城崎・竹野地域包括支援センター | 668-0046 | 立野町 12-12 城崎町桃島 1057-1 | 0796-24-2409 0796-32-4599 | 0796-24-9088 0796-32-2940 |
| 日高地域包括支援センター | 669-6195 | 日高町布 891-2 | 0796-42-0158 | 0796-42-4731 |
| 出石・但東地域包括支援センター | 669-5305 | 出石町福住 1302 | 0796-52-7015 | 0796-52-5716 |
| 城崎・竹野地域包括支援センター 竹野分室 | 668-0263 | 竹野町須谷 1478 | 0796-47-1425 | 0796-47-1878 |
| 出石・但東地域包括支援センター 但東分室 | 669-6221 | 但東町出合 433-1 | 0796-54-0515 | 0796-54-0182 |
| 養父市地域包括支援センター | 668-0311 | 但東町出合 433-1 | 0796-54-0515 | 0796-54-0182 |
| 高齢者等総合相談センターようか 高齢者等総合相談センター やうか | 667-8651 | 八鹿町八鹿 1675 八鹿町下網場 320 | 0796-662-6141 0796-662-8080 | 0796-662-2601 0796-662-0161 |
| 高齢者等総合相談センター やうか 高齢者等総合相談センター おおや | 667-0022 | 広谷 251-1 大屋町加保 678-1 | 0796-661-9058 0796-669-1598 | 0796-664-2181 0796-669-0093 |
| 高齢者等総合相談センター やうか 高齢者等総合相談センター せきのみや | 667-0101 | 鬼宮 193 | 0796-667-3249 | 0796-667-3351 |
| 朝来市地域包括支援センター | 667-0101 | 和田山東谷 213-1 | 0796-672-6125 | 0796-672-4109 |
| 生野地域包括支援センター | 667-0315 | 生野町銀谷 747-3 | 0796-670-5202 | 0796-679-5446 |
| 山東高齢者相談センター | 667-1105 | 山東町一品 424 | 0796-676-3411 | 0796-676-3399 |
| 和田山高齢者相談センター (さくらの苑丸) | 667-5252 | 和田山町竹田 2486-10 | 0796-674-0300 | 0796-666-8882 |
| 和田山高齢者相談センター (朝来市社会福祉協議会内) | 669-3431 | 新井 73-1 | 0796-677-2702 | 0796-677-2706 |
| 朝来高齢者相談センター | 679-3431 | 新井 148 | 0796-677-1901 | 0796-677-1988 |
| 香美町地域包括支援センター (いきいき相談センター) | 669-6592 | 香住区香住 870-1 | 0796-36-4004 | 0796-36-4141 |
| 新温泉地域包括支援センター | 669-6792 | 浜坂 2673-1 | 0796-82-5623 | 0796-82-2970 |

要介護認定の申請から通知まで



清田

介護保険の利用を希望する人は、市町の担当窓口で「要介護認定の申請をします。地図やセンターなどが申請を代行することができます。



認定調査認定

市町の職員などが自宅を訪問して、利用希望者と家族に心身の状態などについて聞き取り調査を行います。また、希望者のかかりつけ医に、介護が必要となる傷病について「主治医の意見書」を作成してもらう必要があります。かかりつけ医がいない場合には、市町が指定する医師の診断を受けすることになります。



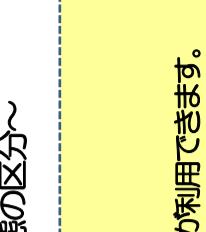
定半查審3

調査結果を、コンピューター分析による一次判定を経て、保健、医療、福祉分野の専門家で構成される介護認定審査会による二次判定を行い、要介護状態区分（右下参照）を決定します。



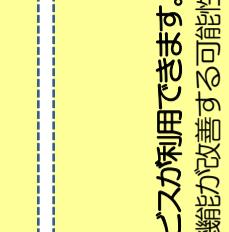
定 識 4

「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」のいずれかに認定されます。



認定通知

要介護状態区分が記載された認定結果通知書と介護保険証が送付されます。介護が必要な状態と認定されると、介護保険サービスを受けられるようになります。



※申請から認定までは約1ヶ月程度かかります。
※ただし、認定通知までに暫定としてサービスを利用することは可能ですので、ご相談ください。(暫定プランの場合、正式な介護度との違いによつては、自己負担が生じることもあります)

地域支援事業により、サービスを受けられる場合
もありますので、ご相談ください